

肝がん・重度肝硬変入院医療費助成の申請の御案内

対象患者について

次の項目すべてを満たす方が対象です。

裏面の申請書類をそろえて保健所へ申請し、提出された書類を基に県が審査を行います。審査の結果認定された方には「参加者証」が交付されます。

- (1) 三重県内に住所を有する方
- (2) 各種医療保険のいずれかに加入している方
- (3) 認定基準を満たす方
- (4) 下表の年齢区分に応じて、それぞれの階層区分に該当する方

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）が行う限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定の所得額の適用区分がエ又はオに該当する者
70歳以上 75歳未満	医療保険における一部負担金の割合が2割とされている者
75歳以上※	後期高齢者医療制度において一部負担金の割合が1割又は2割とされている者

※ 65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している者のうち、一部負担金の割合が1割又は2割とされている者を含む。

- (5) 厚生労働省の治療研究への協力を同意し、臨床調査個人票及び同意書（様式2）を提出した方
- (6) 助成を受けようとする月以前の24月以内に保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が高額療養費算定基準額を超えるもの）を受けた月数が既に1月以上ある方

申請に必要な書類について

年齢によって、御提出いただく書類が異なりますので、必要な書類を御準備いただき、お住まいの地域を管轄する保健所へ提出してください。

みなさんに御提出いただく書類

- ①（様式1）三重県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（新規・更新）交付申請書
※核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている方は、申請月以前24か月以内の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」の写しを添付してください。
- ②（様式10）保険者照照会に係る同意書
- ③（様式2）臨床調査個人票及び同意書
- ④（様式6-1）医療記録票の写し等

以下、年齢によって異なる書類

70歳未満の方

- ⑤医療保険の資格情報が確認できる資料
- ⑥申請者の住民票の写し
- ⑦限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し等

70歳以上の方

- ⑤医療保険の資格情報が確認できる資料
(有効期間内の健康保険証を提出する場合は、以下の書類を御提出ください。)
「被保険者証(健康保険証)」と「高齢受給者証の写し」(70歳以上75歳未満の方)
もしくは、「後期高齢者医療保険者証」の写し(75歳以上の方)

※高額療養費の適用区分が「一般」に当たらない方

- ⑥申請者の住民票の写し
- ⑦限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し等

※高額療養費の適用区分が「一般」の方

- ⑥申請者及び申請者と世帯全員の住民票の写し
- ⑦申請者及び申請者と世帯全員の住民税課税・非課税証明書

※⑤医療保険の資格情報が確認できる資料の例：有効期間内の健康保険証、保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」、マイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」

申請に必要な書類について

申請窓口	電話番号	管轄地域
桑名保健所地域保健課	0594-24-3620	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡
四日市保健所保健予防課	059-352-0596	四日市市
鈴鹿保健所総務企画課	059-382-8671	鈴鹿市・亀山市
津保健所地域保健課	059-223-5094	津市
松阪保健所総務企画課	0598-50-0527	松阪市・多気郡
伊勢保健所地域保健課	0596-27-5148	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀保健所地域保健課	0595-24-8076	名張市・伊賀市
尾鷲保健所健康増進課	0597-23-3428	尾鷲市・北牟婁郡
熊野保健所健康増進課	0597-89-6115	熊野市・南牟婁郡
医療保健部健康推進課	059-224-2334	制度に関するお問い合わせはこちらへ

※制度の詳細や申請書類の様式等、三重県ホームページに公開しておりますので、御覧ください。

三重県 肝がん・重度肝硬変

検索 